

心身障害者の

自動車燃料費が助成されます



対象者

次のすべてに当てはまる方

- 1 山梨県に住んでいる
- 2 本人または家族運転で自動車税または軽自動車税の減免を受けている（山梨県ナンバーの車両）
- 3 次のいずれかの手帳を持っている
 - ・ 身体障害者手帳（1級または2級）
 - ・ 療育手帳（A）
 - ・ 戦傷病者手帳（特別、第1、第2項症）



* 令和4年度からリース自動車の利用者も対象となりました*
詳しくはホームページをご確認ください

山梨県 燃料費助成



助成内容

令和7年1月1日～令和7年12月31日に購入した燃料費について1ℓにつきガソリン40円、軽油18円を助成（対象期間×50ℓが限度量）

※ガソリン車の場合、最大助成額は40円×12ヶ月×50ℓで24,000円となります

※年度の途中で新たに自動車税の減免を受ける場合、車の乗り換え等を行った場合には金額が変わります

受付方法

次の1～3のうちいずれかの方法で申請してください

申請の際は提出前チェックシートで提出書類の確認をお願いします



1. 郵送

* 受付期間 令和7年12月8日（月）～令和8年2月6日（金）消印有効

* 郵送先 〒405-0003 山梨市下井尻126-1 峡東保健福祉事務所 福祉課あて

* 郵送する書類

- ① 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書
- ② 支払証明書または、購入量計算書（あて名入りの領収書を添付）
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれかの全ページのコピー
- ④ 減免を受けている車両の車検証・自動車検査証記録事項のコピー
- ⑤ ①に記載した請求者名義の預金通帳の口座番号、支店名等がわかるページのコピー
- ⑥ 減免決定通知のコピー（③の手帳に減免申請済の押印がある場合は不要）

2. 会場受付

- 東山梨合同庁舎101会議室 令和8年1月9日(金) 13日(火) 14日(水)
 - 笛吹市スコレーセンター会議室・研修室 令和8年1月22日(木) 30日(金)
- 受付時間 いずれの会場も午前10時～正午、及び午後1時～3時30分まで
午前中は混雑します 余裕をもってお越しください

持参する書類

- ①山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書
- ②支払証明書または、購入量計算書（あて名入りの領収書を添付）
- ③身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか
- ④減免を受けている車両の車検証（※）
※「自動車検査証記録事項」の交付を受けている方は持参ください
- ⑤①に記載した請求者名義の預金通帳
- ⑥減免決定通知（③の手帳に減免申請済の押印がある場合は不要）
- ⑦印鑑

3. 峡東保健福祉事務所の福祉課窓口での受付

ご都合で会場に来ることができない場合は、峡東保健福祉事務所の窓口でも受け付けできます

- * 受付期間 令和7年12月8日（月）から令和8年2月6日（金）まで
（会場受付日、土日祝日、年末年始を除く8:30～正午、13:00～17:15）
- * 持参する書類 2.の会場受付と同じ書類

申請書類は峡東保健福祉事務所のホームページからダウンロードすることもできます

ご注意ください



受付期間内に申請しない場合、助成金の支払いはできません

ご不明な点等ありましたら下記にお問い合わせください

問い合わせ先

山梨県峡東保健福祉事務所 福祉課 福祉担当
住 所 〒405-0003 山梨市下井尻126-1（東山梨合同庁舎内）
電 話 0553-20-2750 FAX 0553-20-2754

